

霧島市導入促進基本計画

【国同意日】令和7年4月1日

鹿児島県霧島市

別 紙

霧島市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

霧島市は鹿児島県の中央部に位置し、日本最初の国立公園である自然豊かな霧島連山をはじめ、その山麓に広がる広大な台地や水量の豊富な河川に囲まれる自然豊かなまちである。また、空港、高速道路及び鉄道を有する交通の要衝として利便性も高いことから、さまざまな形態の企業が集積するまちとして栄えてきた。

本市の人口は、2010（平成 22）年の国勢調査では 127,487 人、2015（平成 27）年は 125,857 人、2020（令和 2）年は 123,135 人と、緩やかな減少傾向が続いている。また、高齢化率は、2015（平成 27）年の 25.3%から、2020（令和 2）年は 28.0%と上昇し、産業年齢人口割合は、2015（平成 27）年の 59.8%から、2020（令和 2）年は 57.5%と減少している状況である。

産業構造については、2020（令和 2）年の国勢調査では、第 1 次産業 4.9%、第 2 次産業 26.8%、第 3 次産業 65.7%となっており、産業大分類の就業者については、多い順に、第 2 次産業の製造業 19.8%、第 3 次産業の医療・福祉 15.9%、卸売・小売業 13.2%、サービス業 12.4%となっている。

現在、本市の経済や雇用を支える中小企業者においては、コロナ禍からの回復期にあり、一部好転の兆しはあるものの、深刻化する人手不足や、長期化している原材料・エネルギー等の価格高騰などの影響を大きく受け、厳しい状況にあることから、生産性の高い設備等の導入や更新を促進することで、人手不足等に対応した事業基盤の構築と生産性の向上を支援する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性向上と成長を後押しし、更なる産業の発展と地域経済の活性化を目指す。これを実現するため、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は農林水産業、製造業、卸売・小売業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、山間部から平野部まで広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は多岐にわたり、多様な業種の中小企業者が本市の経済や雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、事業者の取組は多様であることから、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 太陽光発電設備の導入については、「自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもの」のみを対象とする。

(2) 人員削減の取組を先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮する。

(3) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。